

## 論点に対する回答

|   |   |
|---|---|
| 省 庁 名   | 法務省   |
| 論 点   | <p>以下の論点について、それぞれ下記回答欄にご回答ください。</p> <p>企業内で作成する各種書類について、押印があったほうが確実性が高いという I T 時代以前の判例に基づいた解釈の存在や、民事訴訟法第 228 条第 4 項において「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」との推定規定があることにより、領収書や納品書、請求書等について押印を行う慣行が根強く残っている。</p> <p>感染症対策に必要な接触機会の減少を図るとともに、中長期的な企業の生産性向上を推進するために、いかなる場合に押印が必要で、いかなる場合には必要でないか、解釈を明確に示すべきではないか。</p> |
| <p><b>【回 答】</b></p> <p>(結論)</p> <p>ご指摘の、感染症対策に必要な接触機会の減少を図るとともに、中長期的な企業の生産性向上を推進することは、重要であると考えます。</p> <p>しかし、法務省は、お求めの解釈を示す立場にはなく、示すこともできない。</p> <p>(理由の骨子)</p> <p>○ 民事訴訟法第 228 条第 4 項は、文書等への押印の要否について定めた規定ではない（形式的証拠力について、反証の可能な、事実上の推定を規定しているにすぎない）。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>民事訴訟法第 228 条第 4 項の解釈として、いかなる場合に押印が必要であるかを導き出すことはできない（業界慣行や取引当事者が決める問題である）。</p> <p>○ 文書等の形式的証拠力を推定する法律上の規定としては、押印のほかに、署名と電子署名（電子署名法 3 条の要件を満たすもの。以下同じ。）に関するものもある。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>署名と電子署名にも同じ効果が認められているにもかかわらず、（署名、電子署名とは異なり）仮に押印の慣行のみが根強く残っており問題になっているとすれば、それは主として民事訴訟法第 228 条第 4 項以外の要因に基づく問題である（なお、押印と同じ効果がある署名と電子署名に、押印と同様の慣行があるかは疑わしい）。</p> <p>○ なお、ご指摘の、「押印があったほうが確実性が高いという I T 時代以前の判例」「に基づいた解釈の存在」が具体的に何を指すのか不明であり、お答えしかねる。</p> |   |

(民事訴訟法第 228 条第 4 項と文書の成立の真正に関する補足説明)

1. 文書の証拠力には、形式的証拠力（その文書が作成名義人（その文書の作成者とされている者）により作成されたものかどうか）と実質的証拠力（その文書の真実さの程度）とがある。そして、裁判手続において文書を書証として提出する場合には、形式的証拠力が認められる（その文書の成立が真正なものであるとされる）ことが必要であり（同条第 1 項）、その上で、実質的証拠力（その文書の内容がどの程度真実であるか）の判断がされることとなるが、お尋ねの同条第 4 項は、これらのうち、形式的証拠力に関する規律である。
2. 同項は、作成名義人により押印がされた文書については、その作成名義人が作成したものであることを推定するものである。我が国においては、文書に押印をする者は、その文書の内容が確定した後、それを認識した上で押印することが通常であるとの経験則が存在するとされており、このような経験則を踏まえ、押印がされた文書については、文書の成立の真正について立証の困難を緩和する趣旨に基づくものである。
3. もっとも、同項の効果は、飽くまで推定であって、反証がされれば覆り得るものであるし、そもそも、文書の成立の真正は、個別の事案における具体的な事情に基づく総合的な考慮によって判断される事柄であるから、この推定がされたからといって、そのことから直ちにその文書の成立が真正なものであると判断されるものではない（例えば、押印後に改ざんがされたなどの事実が立証されると、この推定が覆ることとなる。）。文書の真正な成立の証明は、その文書を書証として提出する者において適宜行えばよく、必ずしも同項の推定の規律によらなければならないものでもない。そのため、押印がない文書は成立の真正が認められないということにはならない。
4. また、同項は、上記のとおり、形式的証拠力（文書の作成者）を確定するためのプロセスに関する規律にすぎず、実質的証拠力（文書の真実さの程度）とは関係がない。そのため、同項の推定が及ぶからといって、必ずしも実質的証拠力も有するもの（文書の内容が真実であるもの）とされるわけでもない。
5. 以上のとおり、同項は、押印がされた文書に関する裁判手続上の取扱いを定めるものにすぎず、いかなる場合に押印が必要であり、又は必要ではないかということの規定するものではない。そのため、同項の解釈としていかなる場合に押印が必要であるか否かを類型的にお示しすることも不可能である。